

第12章 罰則

労働安全衛生法	規定の概要
第115条の2（賄賂收受者への罰則）	・ 賄賂收受者は、5年以下あるいは7年以下の懲役
第115条の3（賄賂供与者への罰則）	・ 賄賂供与者は、3年以下の懲役または250万円以下の罰金
第115条の4（賄賂收受の罪と刑法）	・ 賄賂收受者の罪は、刑法第4条の例に従う。
第116条（製造等の禁止違反）	・ 第55条（製造等の禁止）違反は、3年以下の懲役または300万円以下の罰金
第117条（製造許可の違反）	・ 製造許可の規定等の違反は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金
第118条（業務停止命令違反）	・ 業務停止の命令に違反したときは、1年以下の懲役または100万円以下の罰金
第119条（作業主任者等の規定違反）	・ 作業主任者選任違反等は、6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金
第120条（安全管理者規定等の違反）	・ 安全管理者選任等の違反は、50万円以下の罰金
第121条（検査機関の許可なしでの業務廃止等）	・ 許可を受けないで検定業務や登録事務を廃止する等の違反は、50万円以下の罰金
第122条（両罰規定）	・ 違反行為者と法人の両罰規定
第123条（財務諸表等の違反）	・ 財務諸表等の不備等は、20万円以下の過料